

# 質問票 兼 同意書 (個人用)

事業所名 \_\_\_\_\_

お名前 \_\_\_\_\_ 様 (被保険者証記号 \_\_\_\_\_ 番号 \_\_\_\_\_ )

質問票	
ご自身の健診結果票を確認いただき、以下の問診項目等に不足箇所がありましたら、お手数ですが追加で記入下さい。(※該当に☑を記入してください)	
既往歴	<input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> あり ( _____ )
服薬歴	<input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> 血圧を下げる薬
	<input type="checkbox"/> 血糖を下げる薬
	<input type="checkbox"/> コレステロール又は中性脂肪を下げる薬
喫煙歴	<input type="checkbox"/> 現在吸っていない
	<input type="checkbox"/> 習慣的に吸っている*
自覚症状	<input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> あり ( _____ )
他覚症状	<input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> あり ( _____ )
腹囲	_____ c m

(※「習慣的に吸っている者」とは、「合計100本以上または6ヶ月以上吸っている者」であり、最近1ヶ月間も吸っている者)

～裏面をご覧ください、同意欄に署名ください～

<b>健診結果提供同意欄</b> 私は定期健康診断の結果(特定健康診査項目以外を含む)を、全国健康保険協会秋田支部へ提供することに同意します。	氏名 _____
--	----------

【定期健診結果データの提供について】

「高齢者の医療の確保に関する法律」第 27 条において、保険者（協会けんぽ）は事業主等に対して定期健診結果の写しを提供するよう求めることができます。また、提供を求められた事業主等は、保険者に対して定期健診結果の写しを提供しなければならないことが規定されています。

事業主が定期健診結果の写しを保険者に提供することは、個人情報保護に関する法律に抵触するものではございませんが、その健診結果に、特定健康診査（以下「特定健診」といいます）項目以外の健診結果が含まれている場合は、健診を受診されたご本人様の同意が必要となります。

【事業主様へ】

定期健診結果をご提供の際に、特定健診項目以外の健診結果が記載されている場合は、必ず健診を受診された従業員様から同意（表面下部への署名）を得ていただきますようお願いいたします。

【健診受診者（従業員）様へ】

事業主様が協会けんぽに対して、特定健診項目以外の健診結果が含まれている定期健診結果の写しを提供することに同意していただける場合は、表面下部にご署名をお願いいたします。

特定健診項目以外の健診結果については、全国健康保険協会において利用いたしません。なお、ご提供いただきました定期健診結果の写しについては、特定健康結果を登録後、適宜廃棄させていただきます。

《ご提供をお願いする健診結果の項目等》

全国健康保険協会秋田支部（加入者）の 40 歳以上 75 歳未満のデータであること。

- ・健康保険証の記号番号 ・氏名（カナ） ・生年月日 ・性別
- ・身長 ・体重 ・BMI ・腹囲 ・血圧
- ・健診機関名 ・健診受診日 ・医師の診断（判定） ・健診を実施した医師の氏名
- ・中性脂肪 ・HDL コレステロール ・LDL コレステロール（または non-HDL コレステロール<sup>※1</sup>） ※1 但し、中性脂肪 400 mg/dl 以上や食後採血の場合
- ・空腹時血糖、またはヘモグロビン A1c、空腹時血糖以外においてヘモグロビン A1c を測定しない場合は随時血糖<sup>※2</sup>（※2 食後 3.5 時間以上経過後に採血したもの）
- ・GOT ・GPT ・γ-GTP
- ・尿糖 ・尿蛋白
- ・服薬歴（血圧、血糖、脂質） ・喫煙歴 ・既往歴 ・自覚症状 ・他覚症状

【ご参考】「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和 57 年法律第 80 号）～以下抜粋～

第二十七条

2 保険者は、加入者を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者にかかる健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 前二項の規定により、特定健康診査もしくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。